

2021年1月15日

公正取引委員会 御中

一般社団法人 電子情報技術産業協会
法務・知的財産部会 データ利活用検討TF

『データ市場に係る競争政策に関する検討会』における論点に関する意見

1 検討の意義

① データの利活用やプラットフォームの構築を促進することは、どのような観点から競争政策上プラス（又はマイナス）と評価されるか。（イノベーションの向上による競争促進、生産性向上、利便性向上等）

<意見>

プラスの要素として、オープン・イノベーションの促進につながる。また、スタートアップ等による新たなサービス創出が期待できる。

一方で、マイナスの要素として、データ漏洩やサイバー攻撃のリスクは高まる。また、一度提供したデータについては、提供先による目的外利用等に関してコントロールが効かず、違反時の立証も困難となる。

② データの利活用やプラットフォームの構築等の仕組みを検討する際には、個人情報保護やデータ保護の観点のほか、競争政策の観点も取り入れられているか。

<意見>

一般的な検討項目として、競争政策の観点を取り入れている（優越的地位の濫用の防止、共同開発に関する指針の確認等）。

③ 上記の点は、産業データかパーソナルデータかによって異なるか。

<意見>

産業データは営業秘密や限定提供データ、パーソナルデータは個人情報にあたることも多いため、上記の点についてもそれぞれのデータ種別や利用目的・利用形態等ごとに慎重な検討が必要であると考えます。

その上で、企業間の取引では産業データがメインになること、パーソナルデータは個人情報保護法の規制対象となる場合が多いため、取扱いのルールが比較的明確かつ厳格となっていることから、競争政策の観点からは、産業データの取扱いをより注意している。

2 競争政策の観点からの重要なポイント

(1) データの利活用やプラットフォームの構築等の仕組みを検討するに当たり、競争政策の観点から重要なポイントは何か。例えば、以下のような点はどうか。

ア 集積されたデータへの自由かつ容易なアクセスが確保されること

現在、一部の分野等においては、個社で又は共同で、データを集積して利活用を行う取組が進められているところ、

① このような各事業者での取組において、集積されたデータへのアクセスが確保されることが競争政策上は重要ではないか。

<意見>

事業上の妥当な理由がある限り、アクセス自体を確保することは重要と考える。

一方で、無制限にアクセス確保を求める場合、自らの成果に他の事業者がフリーライドすることへの懸念等から新事業創出に係る委縮効果を孕む危険性があり(事業が成長しデータの集積規模が大きくなるほど、他の事業者による無制限なアクセス確保が問題になる)、却ってデータ収集・集積のインセンティブ低下を招く可能性もあるため、バランスが必要と考える。

また、産業データは営業秘密や限定提供データ、パーソナルデータは個人情報にあたることも多く、「集積されたデータへの自由かつ容易なアクセス」にそぐわないケースも多々あることに加えて、データの品質を確保する手法や責任の所在など検討すべき課題もあるため、競争政策上重要になるのかについては、ユースケース(利用目的・利用形態)を限定した上での慎重な検討が必要と考える。

② アクセスが確保されるための方策として、競争政策上望ましい又は望ましくない方策としてはどのようなものが考えられるか。

<意見>

競争政策上の方策を講じるにあたっては、上記①意見を踏まえて、他の事業者によるフリーライドの抑止や、データの品質確保・責任の所在の明確化といった課題にも配慮することが望ましく、データの偏在の解消やアクセスの確保ばかりを優先することは望ましくないと考える。

したがって、基本的には市場における自由競争に委ねつつ、方策の必要性や手法等について慎重に検討いただきたい。なお、労力をかけて集積したデータに対するフリーライドの抑止等については、契約スキームの工夫により一定の対策を講じることも可能と思われるため、モデル契約条文の検討等を進めていただくことに意義があると考えます。

イ データの帰属の明確化、データポータビリティ、インターオペラビリティの確保

① データの帰属についての考え方(データは誰に帰属し、どのようなことが認められるか)はデータ市場の競争に影響を与えるか(十分に考え方が定まると競争を活発にし得るか、考え方によっては競争を活発にする妨げとなるか等)。

<意見>

データは知財権による保護を受ける場合等を除き、原則として、誰のものでもない理解

しており、「帰属」という考え方は馴染まないと考える。またデータの「帰属」という概念は、経済産業省により策定された「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」でも否定されている。

仮にこの前提が崩れ、データにも「帰属」の概念が及ぶようになると、お客様/メーカーとの商取引における力関係からすれば、知財権の権利帰属と同様に、データについてもいわゆる「召し上げ」問題が生じ、メーカーにおけるデータ利活用が大きく阻害されるものと懸念する。現在においても、例えば公共インフラ系の会社とメーカーとの取引等においては（それが大企業同士の取引であったとしても）、知財権の召し上げ等の厳しい条件を提示されることが多いところ、こうした召し上げの要請がデータの世界にも及ぶようになると、メーカーにおけるデータを利活用した技術開発のインセンティブが失われたり、データ利活用事業の継続性にも大きな懸念が生じたりすることになると思われ、健全な競争を阻害しかねない。また、個人情報に該当するデータについては、本人の権限が法令に規定されているところ、「帰属」を観念することによりさらに本人の権利意識が強まれば、本来保護されるべき範囲を超えて、データの利活用に支障を来たすおそれがある。

従って、上記ガイドラインに倣って、データの「帰属」という表現はデータの「利用権限」に置き換え検討を進めていただくとともに、「データは原則として誰のものでもない」ことを特に強調いただきたい。

② データポータビリティが確保されていることは、競争政策上重要か。

<意見>

重要といえるが、インターオペラビリティのほうが重要と思われる。データの移転には一定の技術力と企業体力が必要であり、フォーマット等の観点で使い勝手が良いとは限らないと考えられる。また、データのポータビリティの議論は前述のデータの帰属(所謂データオーナーシップ)の議論と表裏一体であり、データの帰属が明確に定まってしまうと、不正利用の疑いを掛けられるなど、かえって権利関係を複雑にしかねない。(この意味でも、データオーナーシップを認めない方が良いと考える。)

③ インターオペラビリティの確保は競争政策上重要か。

<意見>

重要と考える。プラットフォーム間でデータを相互に利用できるようになることは、特定のプラットフォームへの依存を回避することができる。

ただし、相応の労力をかけて収集・集積したデータに、他社がフリーライドできるような状況が生じると、却って競争のインセンティブを損なう恐れがあり、慎重に利害関係を調整する必要があると考える。(念のため、収集・集積したデータへの知財権付与やオーナーシップ付与を支持する意見ではないことを申し添える。)

ウ 政府等の後押し

政府等においても、上記のような検討や取組を先導・後押しする施策等が講じられてきているところ、

① このような政府等の施策等は、現在の事業者等での取組状況や利活用等の広がり現状からすれば、障害を取り除くための後押しとなり、新規参入を活発にする効果も考えられることから競争政策上望ましいといえるか。

<意見>

どちらかといえば望ましいともいえるが、データについては、不正競争防止法や個人情報保護法等、既存の法制度により一定の保護が図られているところ、競争政策の観点からこれらに対し重疊的な規制を加えることは、新たな事業機会の創出等に対する挑戦を委縮させる懸念もあるため、慎重な検討をお願いしたい。

② そのほかにも競争政策上望ましい又は望ましくないと考えられる要素は何があるか。

<意見>

制限を課す仕組みと産業を助成する仕組みの両方が大事と考える。助成について、データ利活用の事業開発や技術開発には大規模な実証実験等が必要な場合があるため、規制の緩和を含めた、オープン・イノベーションを図れる場の創出と提供を期待する。

③ 政府等の後押しとして、競争を活発にすると考えられる方策としてはどのようなものが考えられるか。

<意見>

関係する複数の異なる法令について鳥瞰的かつ横断的に改正や執行を図る組織や、諸外国との調整推進(特に産業データの越境制限の観点から)が考えられる。

エ 競争法の執行の観点からの対策

競争法が適用される具体的なケースについては、過去の検討会で検討され、報告書となっているが、

① 独占禁止法の執行当局として、データ市場における競争をより活発にするとの観点からは、ほかに具体的にすべきことがあるか。

<意見>

大企業同士でもベンダ/ユーザの関係、技術力その他の取引の必要性等によって、力の優劣は生じ、優越的な立場の利用によって契約条件が一方的になることはあるとの前提で、あるべき姿を調査・研究いただきたい。

② また、現在のところ、競争阻害的な行為が懸念されるような場面としては、どのようなものがみられるか(ノウハウを有する中小企業、スタートアップ企業等)

<意見>

エンドユーザの事業者によるデータおよびデータ利用の成果物・中間生成物の囲い込み
(知財権の移転要求等)

オ その他

いわゆるデジタル・プラットフォーマーは、現在、サイバー上を中心に多くのデータを集積しているものと見られるところ、

① デジタル・プラットフォーマーのどのような点が懸念点なのか。(信頼、接点等の「独占」)

<意見>

データ提供者やサービス利用者の意図しない用途でデータが用いられる点が懸念と考えられる。

② 競争法・競争政策の観点から、どのような対策が考えられるか。

<意見>

利用規約の説明や規約への同意の在り方に関する調査・研究の実施。

(2) 上記の点について、パーソナルデータの場合は、産業データの場合と異なるか。異なるとすればどのような点か。

<意見>

産業データは営業秘密や限定提供データ、パーソナルデータは個人情報にあたることも多いため、上記の点についてもそれぞれデータ種別や利用目的・利用形態等ごとに慎重な検討が必要と思われる。

特にパーソナルデータについては、個人情報保護法での保護を前提かつ出発点としつつ、匿名化など一定の保護措置を講じた場合に利活用を柔軟に認める必要性もある(例：商業施設の監視カメラで撮影された画像について、利用客の流動性や混雑状況を分析するために利用したいが、撮影された画像は個人情報保護法の規制対象となり、利用客全員に対する説明や同意取得が困難となるため、所望の開発プロセスが踏めないなど、個人情報保護とイノベーション促進とのバランスを図る必要性を感じる)

(3) その他どのようなポイントがあるか。

<意見>

(特になし)

以上